



代理返還制度

を活用してみませんか？

従業員の奨学金を代理返還する 企業を応援します

従業員 1 人につき

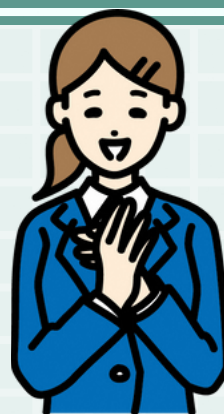
9 万円

／年度

企業 1 社につき 4 5 万円／年度

最長 3 年間

当社に入社すると、
奨学金の返還を
サポートします！



奨学金を返せるか
不安だったけど
この会社なら安心！

補助の対象

富山市に本社のある中小企業など

対象となる従業員

令和 8 年度から令和 1 0 年度に
採用された 3 0 歳以下の方

補助額

令和 1 3 年 9 月 3 0 日までに
代理返還をした金額の 2 分の 1

交付対象期間

対象となる従業員につき
代理返還を開始した月から 3 年間

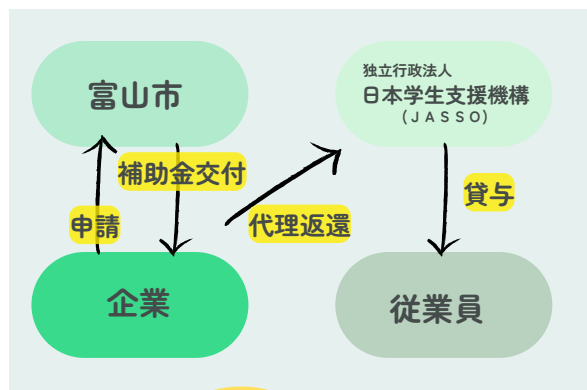
申請時期

※裏面参照

代理返還した翌年度の 4 月から 9 月に
年度ごとに申請

(令和 13 年 4 月から 9 月に代理返還した分は、当年度 2 月まで)

<補助金交付の仕組み>



補助金の詳細は
2 次元コードから



富山市商工労働部
商工労政課

住所：富山市新桜町 7 - 3 8

TEL：076-443-2073

メールアドレス：syokorosei@city.toyama.lg.jp

お申込み

メール又は郵送で送付いただくか、窓口を持参ください。

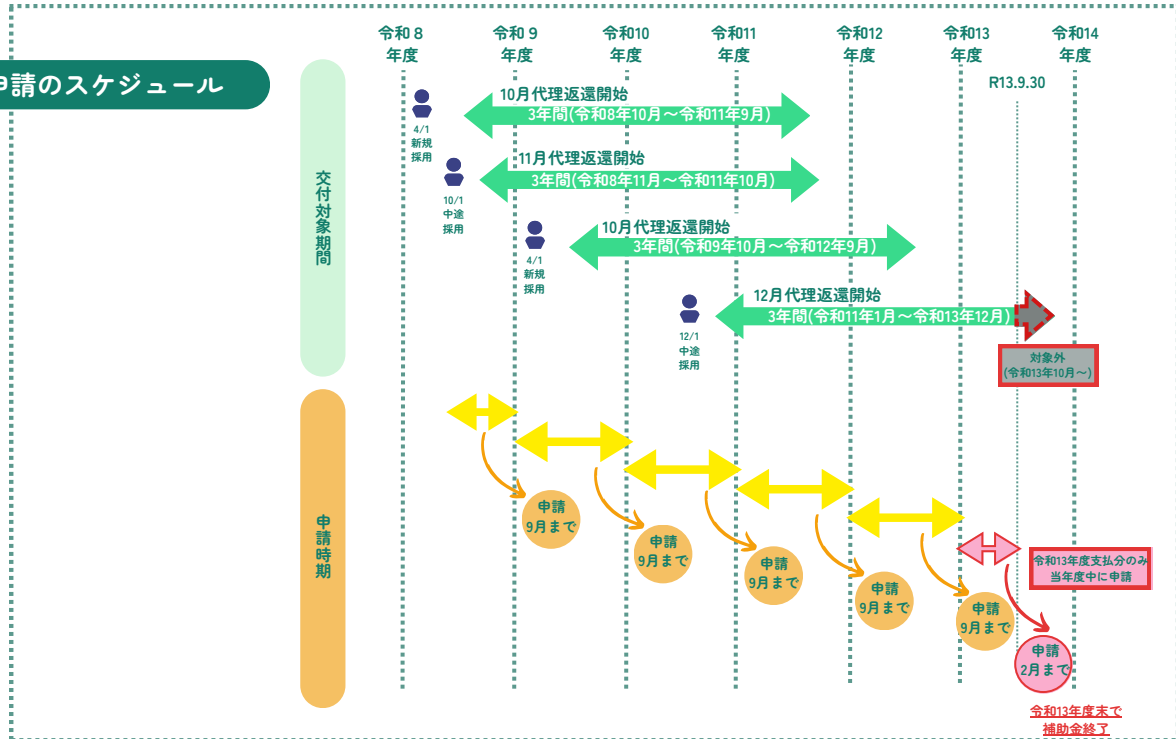
富山市ホームページ

申請について

申請に必要な書類

- ・ 交付申請書(様式第1号)
- ・ 返還支援内訳書(様式第2号)
- ・ 収支報告書(様式第3号)
- ・ 代理返還の制度を設けていることが分かる内部規程の写し
※対象となる従業員につき、代理返還を3年以上継続して行うものに限る
- ・ 返還支援額を支払ったことを証する書類の写し
- ・ 市税の納税証明書
- ・ その他市長が必要と認める書類

申請のスケジュール



事前相談について

対象となる従業員を採用し、本補助金の活用を検討される場合は、代理返還を開始する前に、**事前チェックシート**をメールでご提出ください。

代理返還制度の活用によるメリット

企業イメージ向上

採用活動での
アピールポイント
になります。

税制上のメリット

代理返還した金額を給与として
損金算入できるほか、
「賃上げ促進税制」の対象となる
場合があります。

従業員の 実質所得"増"

奨学金の返還に充てる給付
であることが明確となり、
代理返還した金額に係る
従業員所得税が非課税
になります。

社会保険料の負担 が増加しない

原則、標準報酬月額算定の
もととなる報酬に含まれず、
社会保険料に影響しません。

代理返還制度とは？

従業員の奨学金の一部を企業が代わりに支払うことのできる
(独)日本学生支援機構(JASSO)の制度です。
活用するには、JASSOでの企業登録が必要です。
詳細は2次元コードから→



JASSOホームページ

